5. 人々の英知と努力、協働で創る自主自立のまちづくり

5-1 町民と行政との協働によるまちづくりの推進

■ 現況と課題

本町では、町民一人ひとりのまちづくりへの参加を推進するため、平成24(2012)年12月に「三股町まちづくり条例」を制定し、総合計画や重要な政策、条例の制定や改正に当たっては、町民等の参加の機会を確保することとしています。

五本松団地跡地を活用した新たな町の拠点づくりに当たっては、公募により選出された町 民をはじめ、町内関係団体の方等の参加による町民ワークショップを経ながら、拠点づくり の方向性や機能を生かすための取組について検討を進めてきました。地域の特性を生かした 地域づくりに取り組む団体への支援を継続してきたことで、町民自らのアイデアにより地域 活性化を図る動きも広がりを見せています。町内外の企業や大学等との協働を推進するため、 包括連携協定の締結にも取り組んでいます。

また、協働のまちづくりの推進には、町民と行政の情報共有が大切であることから、広報の取組として、回覧や広報みまた、町公式サイト、町公式 Facebook での行政情報と町内情報の提供を行っています。広聴の取組としては、毎年5月から6月にかけて町内9か所で地区座談会を開催しており、町民と行政とが直接意見交換を行い、町民の意見を町政に反映させることで、町民総参加のまちづくりを推進しています。

さらに、町内の公共施設5か所(町役場、中央公民館、総合文化施設、健康管理センター、 元気の杜)に意見箱を設置し、町民の意見に対する検討や回答を実施するほか、各種計画策 定に際しても、町民意向調査を実施して町民ニーズの把握に努めています。

■ 施策の視点

町民との協働により、明日の"三股"を築く、まちづくりを展開します。

■施策の体系

施 策 基本的方向 町民と行政との協働による まちづくりの推進 17 (日本年) (1) 町民が主体的に参画するまちづくり ②町民のアイデアが生かされるまちづくり ③行政情報の共有化と広聴 新たな社会 *Society 5.0**



■ 施策の基本的な方向

①町民が主体的に参画するまちづくり

「三股町まちづくり条例」に基づき、町民自らが主体的に参画し、実践することができる体制づくりを推進します。

②町民のアイデアが生かされるまちづくり

町民のアイデアをまちづくりに反映させるため、町民による審議会等への参加の促進を図るとともに、地区座談会での意見交換等、町民の意見が反映されやすいまちづくりを推進します。

また、町民、事業所、各種団体、行政それぞれが担うべき役割を認識し、「協働」によるまちづくりを推進するための環境づくりに取り組むとともに、南九州大学や宮崎大学、都城高等専門学校、町内外企業等との連携等により、新しい視点も取り入れながら、町民自らが地域づくりを考え、実践していく環境づくりに努めます。

③行政情報の共有化と広聴

町民と行政が情報の共有を図り、町民主体のまちづくりを進めるため、各自治公民館と協働した行政事務連絡員制度による連絡調整や「広報みまた」、「回覧広報」の発行、町ホームページや町公式 Facebook での情報発信、プレスリリースの実施等、多様な手段を使いながら、町民にわかりやすく効果的な情報発信を行うとともに、意見箱の活用など行政と町民が相互に情報交換できる仕組みづくりに努めます。

■施策の展開

施策の基本的な方向	取組概要	計画期間	
		前期	後期
①町民が主体的に参画するまちづくり	町民が参画しやすい体制の整備		
②町民のアイデアが生かされるまち づくり	審議会等への町民の参加促進		
	地区座談会の実施		
	学術研究機関等との連携		
③行政情報の共有化と広聴	広報みまた、回覧広報の発行		
	意見箱の活用		

5-2 男女共同参画社会の形成

■ 現況と課題

本町では、平成12 (2000) 年度に"女性も男性もその人らしく生活できる町"を基本理念とする「三股町男女共同参画プラン⁴⁶」を策定し、関係施策の総合的かつ計画的な推進に取り組んできました。

また、平成26 (2014) 年に「三股町男女共同参画推進条例」を制定するとともに、平成27 (2015) 年3月には三股町 DV 防止基本計画も含めた「第2次三股町男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に取り組んでいます。

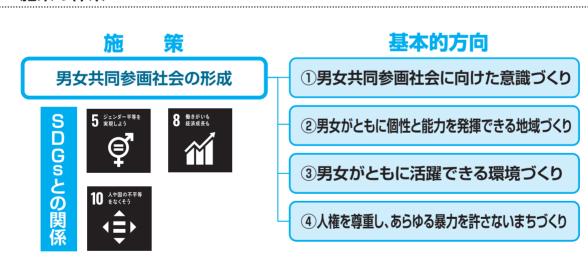
さらに、平成27(2015)年4月には「女性相談所」を開設し、配偶者等からの暴力(DV)を含む女性の様々な悩みに女性相談員が対応し、相談・支援体制の充実を図っています。

令和3年度には、「第2次三股町男女共同参画プラン」に三股町女性活躍推進計画を含めた 改定を行う予定です。

■ 施策の視点

ひとの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会をつくります。

施策の体系



⁴⁶ 三股町男女共同参画プラン: 男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、平成 37 (2025) 年度末までの「基本的な考え方」並びに平成 32 年 (2020) 度末までを見通した「施策の基本的方向」 及び「具体的な取組」を定めたもの。

施策の基本的な方向

①男女共同参画社会に向けた意識づくり

男女共同参画や人権等への意識啓発を図るため、広報紙や資料展示等による広報・啓発に 取り組み、魅力ある講座・研修会等を開催し、教育・学習機会の充実を図ります。

多様な性に関する正しい知識と理解を深めるため、あらゆる分野においてジェンダー平等⁴⁷の視点を持った取組ができるよう、啓発・教育の充実を図ります。

②男女がともに個性と能力を発揮できる地域づくり

政策や方針の決定過程への女性参画の拡大に向けて、意識啓発を図ります。

また、男女がともに協力し、家事・育児・介護や地域活動への参画を促進するため、広報・ 啓発活動に取り組みます。

③男女がともに活躍できる環境づくり

町民や企業に対して、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の考え方の普及や働き方の見直し、多様な働き方の普及・啓発に取り組むことにより、男女における仕事と家庭の両立を推進します。

子育てや介護に関する様々な制度の利用を促進する広報・啓発活動に取り組み、各種の相談に対応できる体制の充実に努めます。

4人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまちづくり

配偶者等に対する暴力根絶に向けた啓発活動・学習機会の拡充をするとともに、女性相談 所の認知度を高め、気軽に相談できる支援体制の充実を図ります。

施策の展開

英笠の目木的か 古白	施策の基本的な方向 取組概要	計画期間	
ルスクを本いるプロ		前期	後期
①男女共同参画社会に向けた意識 づくり	男女共同参画への理解の促進		
	男女共同参画を推進する教育・学習の充実		
②男女がともに個性と能力を発揮で きる地域づくり	政策・方針決定の場への女性参画の推進		
	地域における男女協同参画の促進		
③男女がともに活躍できる環境 づくり	ワーク・ライフ・バランスの促進		
	子育て及び介護支援の充実		
④人権を尊重し、あらゆる暴力を 許さないまちづくり	配偶者等からの暴力(DV)防止の啓発等		
	DV 被害者への支援体制の充実		

⁴⁷ ジェンダー平等: 飢餓のない世界を実現し、すべての女性、男性、女児および男児が、十分な食料を確保する権利を含め人権を確保するための前提条件のこと。

李9角。用作。99角。李带。由李9角。用作。99角。李带。由李9角。用作

5-3 行政改革の推進

■ 現況と課題

本町は、これまで7次にわたる行政改革大綱をまとめ、「事務・事業の再編・整理、廃止・統合」、「民間委託等の推進」、「組織・機構の見直し」、「定員管理及び給与の適正化」、「健全な財政運営の確立」等、様々な行財政改革に取り組んできました。

これまでの改革により、経費削減や人員削減等行政のスリム化に一定の成果を上げてきていますが、厳しい経済状況の中で、本町が町民に真に必要な行政サービスを提供し続けていくためには、時代の流れを的確に捉え、将来を見据えた地域経営が担えるよう、引き続き改革に取り組んでいく必要があります。

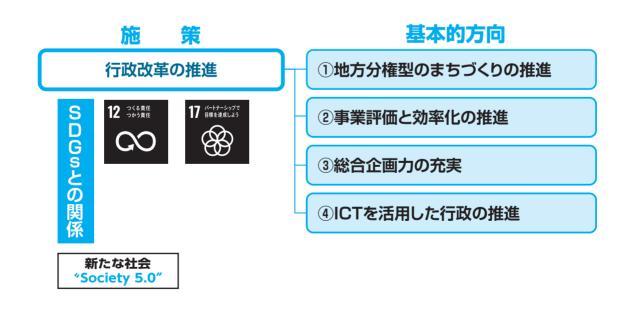
今後は、限られた予算や人材等を有機的に結びつけ、迅速性、的確性、実効性を追求し、 町民の満足度を高められる、町民の視点に立った質の高い行政サービスに向上させていくことを主眼とした取組を進めていきます。

また、様々な分野で高度情報化が求められる中、今後、町民サービスの向上と業務効率化を図るため、ICTを活用した町民サービスの拡充を推進するとともに、情報リテラシー⁴⁸の一層の向上と情報セキュリティの対応を強化していく必要があります。

■ 施策の視点

地方分権社会に適合し地域特性が発揮される地方自治の展開を進めます。

■ 施策の体系



48 リテラシー:物事を正確に理解し、活用できること。

施策の基本的な方向

①地方分権型のまちづくりの推進

本町は、権限移譲も進み、基礎自治体としての役割と責務を認識し、将来を見据えた地域経営に継続的に取り組んでいきます。町民・民間企業・各種団体・行政のそれぞれの役割分担と、「自助」、「共助」、「公助」を基本としたまちづくりを展開するため、町民が自らまちづくりを行うという気運醸成に取り組みます。

また、民間の資金とノウハウを活用した手法(PFI⁴⁹)等により、町有資産の効果的な利活用を検討します。

②事業評価と効率化の推進

職員は、町民の視点に立った行政サービスを提供するため、一人ひとりが柔軟な発想をもって職務を推進するとともに、事業の目的意識と実績の評価を把握するために、事業評価の効率化に努めます。

また、事業のスクラップアンドビルドを行い、引き続き効率的な行政サービスの提供に努めていきます。

③総合企画力の充実

本町は、様々な町民ニーズに応えるため、引き続き、国・県・近隣市・民間団体等との密接な連携協力体制の強化・確立を進めていきます。

また、地域主権型社会における総合的な企画力の蓄積を生かし、地域の個性や特長を生かしたまちづくりを推進します。

④ ICT を活用した行政の推進

効率的な行政運営を実現するため、電子自治体の構築に取り組むとともに、最新の情報通信技術の動向を見据え、行政サービスの利便性の向上と行政事務の効率化を図ります。

また、庁内ネットワークの安全で安定的な運用に努め、情報システムのセキュリティ対策 を講じるとともに、職員のセキュリティ研修により、個人情報保護や情報流出の防止にも努 めます。

⁴⁹ PFI(プライベイト・ファイナンス・イニシアティブ):公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の 資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供 を図るという考え方。



■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取組概要	計画期間	
		前期	後期
①地方分権型のまちづくりの推進	行政改革大綱の推進		
	協働のまちづくり		
	町有資産の利活用		
②事業評価と効率化の推進	事業評価システムの拡充		
③総合企画力の充実	地域の個性等を生かしたまちづくり推進		
④ ICT を活用した行政の推進	ICT を活用した行政事務の効率化		
	情報セキュリティ対策の充実		



5-4 健全な財政運営の推進

■ 現況と課題

本町は、行政改革に継続して取り組んできました。公共施設の長寿命化施策等により将来 負担の軽減を図り、健全な財政運営と自主財源の確保に取り組んでいます。

歳入については、本町の根幹収入である税等の適正かつ公平な確保のため、納付機会の拡充を図るとともに、差押え等の滞納処分を行う等、徴収事務の強化推進を行っています。また、地方債の発行額についても、適正な発行に努めています。その他の収入については、受益者負担の原則に基づく収入の確保や、国や県からの補助金等の積極的な受入れ等で財源の確保を図っています。

歳出については、3か年実施計画及び中期財政計画等により、歳入に見合う事業選定を行い、予算編成に反映しています。また、町単独補助金については、廃止統合を含めた事業の 見直しを行っており、補助金等の長期化を抑制しています。

国の指針に基づく統一的基準による新地方公会計制度を導入し、本町の財政状況の透明化及び明確化を推進しています。

今後、各公共施設の老朽化により大規模な修繕及び改築等が必要となることから、令和2 (2020) 年度から「公共施設等個別施設計画⁵⁰」に沿って、客観的な指標に基づく施設の統 廃合を含めた更新事業を計画的に実施しています。今後は、加速化する少子高齢化社会に向け、各種基金の適正な管理運用により、世代間における行政サービスの公平性を担保する等、本町の魅力をより発揮できるような、さらなる財政運営の健全性が求められています。

自主財源の確保・強化においては、効率的な収納対策をさらに検討するとともに、収納率等の目標を明確化し、目的意識をもって業務を遂行する等の対策が必要となります。

税等については、情報管理のシステムを運用し、納期内納付による自主納付の強化、口座振替の促進強化及びコンビニエンスストア、地方税共通納税システム($eLTAX^{51}$)、スマホ決済アプリ($PayB^{52}$)での納付を実施しています。

■ 施策の視点

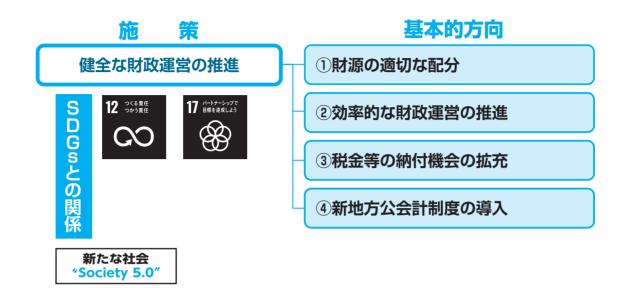
地方分権、少子高齢社会を考慮し、健全な財政運営と財務規律を高めていきます。

⁵⁰ 公共施設等個別施設計画:厳しい財政状況の中、将来にわたり安全・安心な公共施設等を維持していくため保有施設における中長期的な維持・改修等の費用の縮減、平準化を図るため、施設ごとの具体的な対応方針を定める計画のこと。

⁵¹ eLTAX (エルタックス): 地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続を、インターネットを利用して電子的に行うシステムのこと。

⁵² PayB:「いつでも」、「どこでも」スマートフォンでコンビニ払込票のバーコードを読み取り、簡単に支払できるアプリケーションのこと。

■ 施策の体系



施策の基本的な方向

①財源の適切な配分

3か年実施計画及び中期財政計画の策定に基づいて財源の計画的、重点的な配分を行い、 世代間の公平性を確保していきます。

実施に当たっては、事務事業評価や投資効果・必要性を総合的に勘案の上厳選し、公共施設等総合管理計画や公共施設等個別施設計画との整合性を図り、財源の適切な配分を行っていきます。

②効率的な財政運営の推進

効率的な財政運営を推進するため、中長期財政計画に沿った事業を実施し、後世に負担の かからない財政運営を進めることで、健全で効率的な財政運営を継続していきます。

公共施設等の管理運営については、指定管理者制度の活用も考慮し、コスト削減を図ります。

町単独補助金については、継続して必要性等を検討及び協議し、職員の意識改革と各団体の自立を促し、町単独補助金の見直しを進めます。

③税金等の納付機会の拡充

多様化する町民の生活様式に対応した収納方式として、ネットバンキング収納やモバイル バンキング収納における電子納付の導入の検討を進めていきます。

④新地方公会計制度の導入

新地方公会計制度に対応した財務書類を分析して、翌年度以降の予算へ反映し、わかりや すい財政運営状況の公表を進めていきます。



■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取組概要	計画期間	
		前期	後期
①財源の適切な配分	事務事業評価施策の推進		
②効率的な財政運営の推進	行政事務の合理化		
③税金等の納付機会の拡充	収納関連業務の多様化対策		
	ネットバンキング収納、モバイルバンキング 収納における電子納付の推進		
④新地方公会計制度の導入	新地方公会計制度の導入及び活用		

5-5 広域的な交流・連携の推進

■ 現況と課題

広域交通ネットワークの発展等により、町民の生活圏や経済圏は既存の行政区域を越えて 広がっており、これに伴い、町民の意識や関心の範囲も広域的となり、行政に対する要請も 多様化、高度化しています。

このような中、本町においては、平成18(2006)年1月、都城市と合同で「都城・三股広域行政推進協議会」を設置し、各機関への要望活動や、住民講座等の事業を実施しています。

また、都城市との連携事業では、広域的な救急医療体制の確保・充実及びごみ焼却場の更新等において、各市町における応分の負担を行うことにより、施設整備の充実に取り組んできました。

さらに、県境を越えた連携事業として、都城市、曽於市及び志布志市の3市1町で形成される都城広域定住自立圏構想に基づき、広域医療体制の整備や都城志布志道路の整備促進等の各種取組を進めています。

今後は、本格的な少子高齢・人口減少社会の到来等により、財政状況はより厳しくなることが予想されることから、広域的視点に立って関係市町で連携することにより、町民の生活に必要な機能を維持するとともに、圏域の地域資源を活用して、産業や文化の振興を図る必要があります。

■ 施策の視点

町民の生活に必要な機能の維持と産業文化の振興を図るため、広域的な交流・連携を 推進します。

■ 施策の体系





■ 施策の基本的な方向

①都城・三股広域行政の推進

地域課題の掘り起こしを積極的に行い、圏域が抱える課題解決を推進するため、町長や市 長、町議会議長や市議会議長、地元選出の県議会議員が一堂に会した懇話会を定期的に開催 します。

また、「都城・三股広域行政推進協議会」を中心に、市町にかかわる広域的な課題について、 各関係機関に対する要望活動を継続的に行います。

②都城市との連携の推進

本町と都城市の住民は、同じ生活圏・経済圏を有し、常に有機的に連動しています。広域的に取り組むべき行政需要については、それぞれの市町の負担を明確にしつつ、消防やごみ処理、救急医療等の各分野における連携を推進し、住民サービスのさらなる向上に努めていきます。

③都城広域定住自立圏構想の推進

都城市、曽於市、志布志市との3市1町で形成される都城広域定住自立圏構想に基づき、 救急医療の充実、産業の振興、観光振興、人材育成と多岐にわたる分野で、今後、県境を 越えた幅広い連携を強化し、広域的な視点で住民生活に必要な行政サービスの提供を推進 します。

■施策の展開

施策の基本的な方向	取組概要	計画期間	
		前期	後期
①都城・三股広域行政の推進	広域行政の推進		
②都城市との連携の推進	消防、ごみ処理、救急医療等の連携		
③都城広域定住自立圏構想の推進	定住自立圏と連携した産業の振興		
	定住自立圏と連携した観光の振興		